事 務 連 絡 令和3年8月10日

各都道府県住民基本台帳事務担当課 御中

総務省自治行政局住民制度課 外国人住民基本台帳室

入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人 に対して行政サービスを提供するための必要な記録の管理等に関する措置に 係る各府省庁の取組状況について(通知)

標記のことにつきましては、現在、我が国に在留する外国人がその在留資格の有無にかかわらず提供の対象となっている行政サービスについて、当該行政サービスに係る制度を所管する省庁において、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成21年法律第77号。以下「改正住基法」という。)の施行日(平成24年7月9日)以後においてもなお入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、必要に応じて、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされているところです(改正住基法附則第23条)。

このような行政サービス等について、各府省庁における記録の管理の方法等についての 取組状況を調査し、平成30年8月10日付け事務連絡にて結果をお知らせしていたとこ ろですが、前回の調査から3年を迎えるにあたり、現在の各府省庁における対応状況につ いて調査を行いましたので、その結果を別添のとおりお知らせいたします。

各地方公共団体におかれては、在留資格を有しない外国人に対する行政サービスの取扱 について、改めて必要なご確認をいただきますよう、お願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、この内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知 されるようお願いいたします。

(連絡先) 総務省自治行政局住民制度課

外国人住民基本台帳室

担当 : 北村、佐伯

電話 : 03-5253-5397 Email: s6.kitamura@soumu.go.jp

r.saeki@soumu.go.jp

項番	1	2	3
		厚生労働省 (健康局結核感染症課)	厚生労働省 (健康局総務課原爆被爆者援護対策室)
(1)所管行政サービスのうち、在留資格の有無にかかわらず提供の対象となっているものの名称			原子爆弾被爆者に対する援護
根拠法令(条項)等	予防接種法第5条 等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律17条 等	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6年法律第117号)
(2)上記(1)の行政サービスを提供するために外国人登録法廃止前に行っていた情報把握・記録管理の方法	外国人登録制度 等	当該事務は、基本的に住所を確認せずに行う事務であるため、情報把握・記録管理を必要としない。	
根拠法令(条項)等	予防接種法第5条 等		_
	でどおり、在留資格を有しない外国人も含まれていること、及び制度改正後は、住民票、入国管理局		外国人登録証明書等、外国人登録法に基づく身分 証明等を求めておらず、行政サービスの支給にあ たっては支障は生じないものと思われる。
(4)上記(1)の行政サービスを提供するための現在の情報把握・記録管理の方法	法務省による被仮放免者に係る情報提供 等 (上記のほか、外国人の住所の確認方法について は各自治体の判断による)	改正前と変更なし。	旅券等、手帳交付後の各種サービスの支給については被爆者健康手帳
根拠法令(条項)等	予防接種法第5条 等		_
によって、上記(1)の行政サービスの対象範囲が変更されるものではないこと及び制度改正後の事務処理の方法等について、現在までに行った地方公共団体への周知の状況	行政サービス(予防接種法)の対象範囲はこれまでどおり、在留資格を有しない外国人も含まれていること、及び制度改正後は、住民票、入国管理局からの通知を基に実施主体である市町村の区域内に居住していることが明らかな場合は、外国人が予防接種法に基づく予防接種を受けることができるよう、特段の配慮をお願いする旨の事務連絡を平成24年6月に発出。		平成24年の改正により、原子爆弾被爆者に対する 援護に関する法律に基づく行政サービスの対象範 囲に影響を与えるものではなく、周知の必要性もな いことから、周知は行っていない。

1

の支給その他の支援を行うもの。	項番	4	5	6
### (**********************************	(1)所管行政サービスのうち、在留資格の有無にかかわら	(健康局難病対策課 )	(社会・援護局保護課)	(子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室)
	根拠法令(条項)等	児童福祉法第19条の2、第19条の22	行旅病人及行旅死亡人取扱法各条	児童福祉法第26条、第27条
		て、当該疾病に対し行われる医療に関し、医療費		た児童等について、同法第26条第1項各号に掲げる措置を採らなければならない。 都道府県は、児童福祉法第26条第1項1号の規定による報告 等があった児童について、同法第27条第1項各号に掲げる措置
都級法令(余法等  ②選問社議案(9条の3  「選集機能」の行為サービスを設けられることなると、同じ機能していない。「提前番り、地方公共管体」 特徴の指面は不要  の有無は要称となっていない。 (企業とり、指常の対象となる定形等の関係。在資資格、住民業 の有無は要称となっていない。 (企業を発生のついない。  「企業を発生のこれない。  「企業を発生のこれない。  「企業を発生のこれない。  「企業を発生のこれない。  「企業を発生のこれない。  「企業を発生のの表し、  「企業を発生のなど、  「企業を発生のなど、  「企業を発生のなど、  「会が表していない。  「企業を発生のなど、  「会が表していない。  「会が表していない。  「企業を発生のなど、  「会が表していない。  「会が表していない。  「企業を必ずないない。  「会が表していない。   「会が表していない。  「会が表していない。  「会が表していない。  「会が表していない。  「会が表していない。  「会がないない。  「会が表していない。  「会がないないない。  「会がないないないないないないないないないないないないないないないないないないない		本人からの支給認定申請等による。		個別ケースによる
の改正は基本体下級においてもなな在間情報を利した。 い為が上級が1の行政サービスを対けられることとなる。 おいて、本人からの申請制に基づき、必要に応して 和までに検討を行った場合はその結果及び適している前 認の概要			المراجعة الم	
い者が上級川の行政サービスを提供するための現在の情報  (4)上記川の行政サービスを提供するための現在の情報  (4)上記川の行政サービスを提供するための現在の情報  (5)平成3年の行列人養婦注意上及び改正作業注版で、  (5)平成3年の行列人養婦注意上及び改正作業注版で、  (5)平成3年の行列人養婦注意上及び改正作業注版で、  (5)平成3年の行列人養婦注意上及び改正作業注版で、  (5)平成3年の行列人養婦注意上及び改正作業注版で、  (6)上記川の行政サービスの提供するための現在の情報  (6)上記川の行政サービスを提供するための現在の情報  (6)上記川の行政サービスを提供するための現在の情報  (6)上記川の行政サービスを提供するための現在の情報  (6)上記川の行政サービスを提供するための現在の情報  (6)上記川の行政サービスの提供するための現在の情報  (6)上記川の行政サービスの提供するための現在の情報  (6)下成3年の行列人養婦注意上及び改正作業注版で、  (6)平成3年の行列人養婦注意上及び改正作業注版で、  (6)平成3年の行列人養婦注意上及び改正作業注版で、  (6)平成3年の行列人養婦注意上及び改正作業注版で、  (6)平成3年の行列人養婦注意上及び改正作業注版で、  (6)平成3年の行列人養婦注意上及び改正作業注版で、  (6)平成3年の行列人養婦注意上及び改正作業注版で、  (6)平成3年の行列人養婦注意上及び改正作業に対していない。  (6)平成3年の行列人養婦注意上及び改正作業に対していない。  (6)平成3年の行列人養婦注意上及び改正作業に対していない。  (6)平成3年の行列人養婦注意正とび改正作業に対していない。  (6)平成3年の行列人教育の研究を表現の方法  (6)年に対していない。  (6)年に対していないないない。  (6)年に対していないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	根拠法令(条項)等	児童福祉法第19条の3		_
把握・記録管理の方法  根拠法令(条項)等	い者が上記(1)の行政サービスを受けられることとなるようにするための情報把握・記録管理の在り方について、これまでに検討を行った場合はその結果及び講じている措	おいて、本人からの申請等に基づき、必要に応じ て事業を実施)	特段の措置は不要	従来より、措置の対象となる児童等の国籍、在留資格、住民票の有無は要件となっていない。
(5)平成24年の外国人登録法廃止及び改正住基法施行 事務処理に変更はないため特に実施していない。 特に実施していない 事務処理に変更はないため、特に実施していない。 によって、上記(1)の行政サービスの対象範囲が変更されるものではないこと及び制度改正後の事務処理の方法 等について、現在までに行った地方公共団体への周知		改正前と変更なし。		改正前と変更なし。
によって、上記(1)の行政サービスの対象範囲が変更され るものではないこと及び制度改正後の事務処理の方法 等について、現在までに行った地方公共団体への周知	根拠法令(条項)等	_		_
	によって、上記(1)の行政サービスの対象範囲が変更されるものではないこと及び制度改正後の事務処理の方法 等について、現在までに行った地方公共団体への周知		特に実施していない	事務処理に変更はないため、特に実施していない。

項番	7	8	9
所管	厚生労働省 (子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室)	────────────────────────────────────	厚生労働省 (子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室)
(1)所管行政サービスのうち、在留資格の有無にかかわら ず提供の対象となっているものの名称		地域子育て支援拠点事業	〇乳児家庭全戸訪問事業 〇養育支援訪問事業
根拠法令(条項)等	児童福祉法第33条第1項、第2項	児童福祉法第6条の3第6項	〇児童福祉法第6条の3第4項(乳児家庭全戸訪問事業) 〇児童福祉法第6条の3第5項(養育支援訪問事業)
概要		乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所 を開設し、子育てについての相談、情報の提供、 助言その他の援助を行う事業	【乳児家庭全戸訪問事業】 すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的とした事業。 【養育支援訪問事業】 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とした事業。
(2)上記(1)の行政サービスを提供するために外国人登録 法廃止前に行っていた情報把握・記録管理の方法	個別ケースによる	情報把握・記録管理は施設ごとに行っている。	個別ケースによる
根拠法令(条項)等	-	_	_
(3)改正住基法施行後においてもなお在留資格を有しない者が上記(1)の行政サービスを受けられることとなるようにするための情報把握・記録管理の在り方について、これまでに検討を行った場合はその結果及び講じている措置の概要	資格、住民票の有無は要件となっていない。	従来より、児童の国籍、在留資格、住民票の有無は要件となっていない。	従来より、措置の対象となる児童等の国籍、在留資格、住民票の有無は要件となっていない。
(4)上記(1)の行政サービスを提供するための現在の情報 把握・記録管理の方法	改正前と変更なし。	改正前と変更なし。	改正前と変更なし。
根拠法令(条項)等		_	_
(5)平成24年の外国人登録法廃止及び改正住基法施行によって、上記(1)の行政サービスの対象範囲が変更されるものではないこと及び制度改正後の事務処理の方法		事務処理に変更はないため、特に実施していない。	事務処理に変更はないため、特に実施していない。

項番	10	11	12
所管	厚生労働省 (子ども家庭局家庭福祉課)	厚生労働省 (子ども家庭局家庭福祉課)	厚生労働省 (子ども家庭局母子保健課)
(1)所管行政サービスのうち、在留資格の有無にかかわらず提供の対象となっているものの名称	婦人保護事業	母子保護の実施	母子保健事業(母子健康手帳の交付、助産の実施等)
根拠法令(条項)等	売春防止法、配偶者からの暴力の防止に関する法 律、人身取引対策行動計画2014	児童福祉法第23条第1項	母子保健法各条、児童福祉法各条
概要		都道府県等は、配偶者のない女子又はこれに準ずる 事情にある女子及びその者の監護すべき児童を母子 生活支援施設において保護する。	
(2)上記(1)の行政サービスを提供するために外国人登録法廃止前に行っていた情報把握・記録管理の方法	本人確認を行うことになるが、各自治体により情報把		本人からの届出や申請等による。
根拠法令(条項)等	_	児童福祉法第23条第2項、児童福祉法施行規則第22 条2項	母子保健法各条、児童福祉法各条
(3)改正住基法施行後においてもなお在留資格を有しない者が上記(1)の行政サービスを受けられることとなるようにするための情報把握・記録管理の在り方について、これまでに検討を行った場合はその結果及び講じている措置の概要	<b>১</b>	を講ずる必要はない。	特に検討していない。(従前通り、地方公共団体において、本人からの申し込みや届出等に基づき、必要に応じて事業を実施)
(4)上記(1)の行政サービスを提供するための現在の情報 把握・記録管理の方法	改正前と変更なし。	改正前と変更なし。	改正前と変更なし。
根拠法令(条項)等 (5)平成24年の外国人登録法廃止及び改正住基法施行		- 事務処理に変更はないため、特に実施していない。	- 事務処理に変更はないため特に実施していない。
によって、上記(1)の行政サービスの対象範囲が変更されるものではないこと及び制度改正後の事務処理の方法等について、現在までに行った地方公共団体への周知の状況			

項番	13	14	15
所管	厚生労働省 (社会·援護局障害保健福祉部障害福祉課)	厚生労働省 (社会·援護局障害保健福祉部障害福祉課)	厚生労働省 (社会·援護局障害保健福祉部精神·障害保健課)
	並びに知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第9条に規定する措置	育成医療
根拠法令(条項)等		障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第9条	障害者総合支援法第58条第1項
	む。)が、身体障害者又は知的障害者であって、やむ を得ない事由により介護給付費等の支給を受けること	対する支援等に関する法律第7条第1項の規定による 通報や本人からの養護者による虐待を受けた旨の届 出を受けた場合に、同法第9条に掲げる措置を講ずる	を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が
	第10条の規定に基づき、市町村の設置する福祉事務 所が、必要な実情の把握等を行うことが通例である が、詳細は各市町村の運用により異なるところであ		障害児の保護者からの申請
根拠法令(条項)等	_		障害者総合支援法第53条第1項
(3)改正住基法施行後においてもなお在留資格を有しない者が上記(1)の行政サービスを受けられることとなるようにするための情報把握・記録管理の在り方について、これまでに検討を行った場合はその結果及び講じている措置の概要			特になし(従前どおり、障害児の保護者からの申請に基づき、必要に応じ育成医療の給付を行う。)
把握・記録管理の方法	第10条の規定に基づき、市町村の設置する福祉事務 所が、必要な実情の把握等を行うことが通例である が、詳細は各市町村の運用により異なるところであ		
根拠法令(条項)等	_	_	_
(5)平成24年の外国人登録法廃止及び改正住基法施行によって、上記(1)の行政サービスの対象範囲が変更されるものではないこと及び制度改正後の事務処理の方法等について、現在までに行った地方公共団体への周知の状況			現在も外国人登録証明書を使用しているものではないため、特に実施していない。

項番	16	17	18
所管		厚生労働省 (老健局高齢者支援課)	文部科学省 (総合教育政策局国際教育課)
(1)所管行政サービスのうち、在留資格の有無にかかわらず提供の対象となっているものの名称	指定医の診察・措置入院・緊急措置入院	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4及び 第11条に規定する措置	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条、 第29条及び第29条の2	・老人福祉法第10条の4 ・老人福祉法第11条	_
	する法律第27条の規定による指定医の診察の結果、 その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療 及び保護のために入院させなければその精神障害の ために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれが あると認めたときは、その者を国等の設置した精神科	理由により、居宅における養護を受けることが困難な	就学させることを希望する場合には、就学機会の確保
(2)上記(1)の行政サービスを提供するために外国人登録法廃止前に行っていた情報把握・記録管理の方法		老人福祉法第5条の5の規定に基づき、市町村の設置する福祉事務所が、必要な実情の把握等を行うことが通例であるが、詳細は各市町村の運用により異なるところである。	・就学手続時の居住地等の確認に関して、一定の信
根拠法令(条項)等 (3)改正住基法施行後においてもなお在留資格を有しない者が上記(1)の行政サービスを受けられることとなるようにするための情報把握・記録管理の在り方について、これまでに検討を行った場合はその結果及び講じている措置の概要	者等の国籍、在留資格、住民票の有無は要件となって いない。)		- 法務省からの通知を踏まえ、各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛の通知を発出(H24.7.5)。「外国人の子供の就学促進及び就学状況等の把握等に関する指針」を策定し、各都道府県知事、指定都市市長、都道府県及び指定都市教育委員会教育長宛に発出(R2.7.1)。
(4)上記(1)の行政サービスを提供するための現在の情報把握・記録管理の方法		老人福祉法第5条の5の規定に基づき、市町村の設置する福祉事務所が、必要な実情の把握等を行うことが通例であるが、詳細は各市町村の運用により異なるところである。	
根拠法令(条項)等			
(5)平成24年の外国人登録法廃止及び改正住基法施行によって、上記(1)の行政サービスの対象範囲が変更されるものではないこと及び制度改正後の事務処理の方法等について、現在までに行った地方公共団体への周知の状況	いため、特に実施していない。	特段の措置は不要であると考えているが、被仮放免者に係る情報提供については、法務省より「被仮放免者情報の市町村への通知について(事務連絡)」(平成24年5月15日管警第123号法務省入国管理局警備課長通知)等を発出して周知されているものと承知している。	育委員会教育長宛の通知を発出(H24.7.5)。

項番	19	20	21
—————————————————————————————————————	内閣府 (政策統括官(政策調整担当)付参事官(障害者施策担	内閣府 (被災者生活再建担当)	内閣府 (被災者生活再建担当)
(1)所管行政サービスのうち、在留資格の有無にかかわらず提供の対象となっているものの名称	当)付) 障害を理由とする差別を解消するための措置等		災害救助法に基づく応急救助
	障害を理由とする差別の解消に関する法律(平成 25年法律第65号)	被災者生活再建支援法	災害救助法第1条、第2条
	別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の 提供も義務付けられている。また、国及び地方公 共団体は、障害者差別に関する相談に的確に応じ るとともに、障害者差別に関する紛争の防止・解決	速やかな復興に資することを目的とするもの。	体やその他の団体の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全
(2)上記(1)の行政サービスを提供するために外国人登録法廃止前に行っていた情報把握・記録管理の方法		添付する必要がある。	当救助の実施にあたっては、救助対象者の住所 を確認する必要はなく、現に救助を必要とする者に 対し行うものであるため、情報把握・記録管理を必 要としない。
根拠法令(条項)等 (3)改正住基法施行後においてもなお在留資格を有しない者が上記(1)の行政サービスを受けられることとなるようにするための情報把握・記録管理の在り方について、こ	特になし	被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する 政令の施行について(平成22年9月3日付け内閣 府政策統括官(防災担当)通知)別紙2 被災者生 活再建支援法の施行上留意すべき点について 住民票が作成されない外国人に対しては、基礎支 援金の支給申請に際し、日本人世帯と同様に、世 帯が居住するにこの所在、世帯の構成が確認でき	_
れまでに検討を行った場合はその結果及び講じている措置の概要		る市町村が発行する証明書類を添付する。	
(4)上記(1)の行政サービスを提供するための現在の情報 把握・記録管理の方法		通常、被災時の居住の確認は、住民票により行うが、日本人世帯と同様に住民票を有していない場合は、水道、電気等の料金明細、郵便物の配達先となっていることなどにより行う。	
根拠法令(条項)等	_		
(5)平成24年の外国人登録法廃止及び改正住基法施行によって、上記(1)の行政サービスの対象範囲が変更されるものではないこと及び制度改正後の事務処理の方法等について、現在までに行った地方公共団体への周知の状況	_	上記(2)の通知中別紙2を改正し、(3)の内容について周知を行った。	

項番	22	23
所管	総務省消防庁	総務省 (行政管理局行政手続室)
(1)所管行政サービスのうち、在留資格の有無にかかわらず提供の対象となっているものの名称	 消防行政サービス	行政不服審査制度
根拠法令(条項)等		行政不服審査法第2条、第3条、第5条第1項、第6条第1項
(2)上記(1)の行政サービスを提供するために外国人登録法廃止前に行っていた情報把握・記録管理の方法	特になし	・行政庁の処分に不服のある者は、審査請求をすべき行政庁に審査請求書を提出する。     ・法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当な期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合は、審査請求をすべき行政庁に審査請求書を提出する。     ・行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の規定があるときは、処分庁に再調査の請求書を提出する。     ・行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、法律の定める行政庁に対して再審査請求書を提出する。
根拠法令(条項)等		行政不服審査法第19条第2項(第61条及び第66条第1項の規定により準用される場合を含む。)、第3項
(3)改正住基法施行後においてもなお在留資格を有しない者が上記(1)の行政サービスを受けられることとなるようにするための情報把握・記録管理の在り方について、これまでに検討を行った場合はその結果及び講じている措置の概要	特になし	住基法改正による影響はなかったため、特段の措置を講じていない。
(4)上記(1)の行政サービスを提供するための現在の情報 把握・記録管理の方法	_	改正前と変更なし。
根拠法令(条項)等		
(5)平成24年の外国人登録法廃止及び改正住基法施行によって、上記(1)の行政サービスの対象範囲が変更されるものではないこと及び制度改正後の事務処理の方法等について、現在までに行った地方公共団体への周知の状況		事務処理に変更はないため、特に実施していない。

ず提供の対象となっているものの名称 ② 根拠法令(条項)等 ①	総務省 (行政管理局情報公開・個人情報保護推進室) )行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求/訂正請求/利用停止請求 )独立行政法人等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求/訂正請求/利用停止請求	出入国在留管理庁 (出入国管理部警備課)
ず提供の対象となっているものの名称 ② 根拠法令(条項)等 ①		
	)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58条)第4章 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第4章	
す・何 有 む・何 違 る・ ・ 場	何人も、行政機関の長(独立行政法人等)に対して、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求でることができる。 何人も、開示された保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保育する行政機関の長(独立行政法人等)に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含い。)を請求することができる。 何人も、開示された保有個人情報が適法に取得されたものでない、違法に保有されている、又は違法に利用・提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の利用・提供の停止等を請求することができる。 開示、訂正、利用停止を拒否する決定に対して、行政不服審査法に基づく不服申立てがなされた場合、原則として、行政機関の長(独立行政法人等)は情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。	
本. (2) (1)	)窓口において開示請求等をする場合における本人確認の書類 )外国人登録証明書その他法律又はこれに基づく命令により交付された書類、又は②開示請求等をする者が な人であることを確認するため行政機関の長(独立行政法人等)が適当と認める書類  2)送付により開示請求等をする場合における本人確認の書類 )の書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し開  表請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)	
項 ②	)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548条)第11条第1項、第2 項、第20条 )独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年法律第549号)第6条第1項、 第2項、第14条	
い者が上記(1)の行政サービスを受けられることとなるようにするための情報把握・記録管理の在り方について、これまでに検討を行った場合はその結果及び講じている措置の概要 (2) ア登れ対	)窓口において開示請求等をする場合における本人確認の書類 外国人登録証明書が廃止されるため、条文中から外国人登録証明書を削除し、在留カードと特別永住者証 書書を追加する。 ② 送付により開示請求等をする場合における本人確認の書類 「新制度のもとでは、一定の要件を満たした外国人について住民票が作成されるため、基本的には、外国人 登録原票の写しに代わり現行施行令でも規定されている住民票の写しの提出を求めることとなる。 「しかしながら、従来の外国人登録原票の写しの交付対象者の範囲と新制度における住民票の写しの交付 対象者の範囲は一致せず、「外国人登録原票の写し」を規定から削除するだけでは、これまで外国人登録原 その写しの交付を受けることにより送付による開示請求等を行うことができた者であっても改正後送付による 表示請求等ができなくなる場合が生じる(3ヶ月以内の滞在者等)。そのため、行政機関の保有する個人情報 の保護に関する法律等において開示請求等の権利が何人にも認められていることに鑑み、外国人登録原票 の写しに代わり、「その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長が 過当と認める書類」を送付の際に提出を求める書類として規定することとする。 ② 経過措置 ト国人登録原票の写しを、それが作成された日から起算して30日を経過する日までの間は、「その者が前号 に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長が適当と認める書類」として扱う等 で要の経過措置を設ける。	【改正入管法附則第60条第1項に基づく被退令仮放免者の情報の通知】 関係省庁と協議を行うなどした結果,
		〇被仮放免者が自らの情報が通知されることに同意した場合, 仮放免した日から概ね2か月以内に, 仮放免事務を行う地方出入国在留管理局・支局から, 当該被仮放免者の住居が所在する市町村に対し, 毎月1回郵便により通知する。 〇市町村に通知する情報は, 被仮放免者の国籍・地域, 氏名, 性別, 生年月日, 仮放免した日, 住居, 仮放免の失効及び住居変更等の情報とすることとした。
把握・記録管理の方法 (1) 書 示	)窓口において開示請求等をする場合における本人確認の書類 全留カード、特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令により交付された書類、又は②開示請求 をする者が本人であることを確認するため行政機関の長(独立行政法人等)が適当と認める書類 ②送付により開示請求等をする場合における本人確認の書類 )の書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写しその他「その者が前号に掲げる 類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長(独立行政法人等)が適当と認める書類」(開 表請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。) 注)「行政機関の長(独立行政法人等)が適当と認める書類」の例については、下欄③参照	
②i ③	改正後の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第9条第1項、第2項 『行政機関個人情報保護法開示請求等の事務処理の手引』(平成29年5月総務省行政管理局個人情報保	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づ き日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の 一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)附則第60条 第1項
によって、上記(1)の行政サービスの対象範囲が変更され立るものではないこと及び制度改正後の事務処理の方法等について、現在までに行った地方公共団体への周知した。	+ 75 kg xm +	(3)に係る通知を行うことを市町村に周知するため、市町村に 平成24年5月15日付け法務省管警第123号警備課長事務連 絡「被仮放免者情報の市町村への通知について」を発出した。

項番	26	27	28
所管	出入国在留管理庁 (在留管理業務室·在留管理企画係)	法務省 (司法法制部司法法制課)	法務省 (司法法制部司法法制課)
(1)所管行政サービスのうち、在留資格の有無にかかわら ず提供の対象となっているものの名称		日本司法支援センター(法テラス)における情報提供業務	日本司法支援センター(法テラス)における犯罪被害者 支援業務(DV等被害者法律相談援助、情報提供業務、 精通弁護士紹介業務、被害者参加旅費等支給制度)
根拠法令(条項)等		総合法律支援法3条、30条1項1号	総合法律支援法6条、30条1項5号、8号、9号
概要		法的トラブルを抱えながらも、どこに、誰に、相談したらいいか分からない方々に対し、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資する情報(法制度情報)並びに弁護士及び隣接法律専門職(司法書士等)の業務に関する情報(関係機関・団体の相談窓口情報)を提供する。	①DV、②ストーカー、③児童虐待の被害を現に受けている疑いのある方を対象に資力にかかわらない法律相談を実施する。
(2)上記(1)の行政サービスを提供するために外国人登録 法廃止前に行っていた情報把握・記録管理の方法			日本人、外国人を問わず、サービスの提供に必要な範囲で住所・氏名・被害状況等を聴取し、当センターのシステムに記録している。 なお、DV等被害者法律相談援助及び被害者参加旅費等支給制度は、外国人登録法廃止後に開始された制度であるため、当時はサービスの提供を行っていない。
根拠法令(条項)等		なし	なし
(3)改正住基法施行後においてもなお在留資格を有しない者が上記(1)の行政サービスを受けられることとなるようにするための情報把握・記録管理の在り方について、これまでに検討を行った場合はその結果及び講じている措置の概要		情報提供に当たっては、在留資格を前提としないことから、情報把握・記録管理の在り方を検討する余地はなく、特段の措置等は行っていない。	
	【改正法施行後の自治体における外国人登録に基づく情報の取扱い】  個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第5条に、「地方公共団体の責務」として、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」と規定されており、同条の趣旨にのっとり、各自治体において個人情報保護条例等が策定されているものと承知している。 したがって、改正法施行後の自治体における外国人登録に基づく情報の取扱いについては、各自治体の個人情報保護条例等に基づき、各自治体において適切に判断されているものと承知している。	従前どおり。	日本人・外国人を問わず、サービスの提供に必要な範囲で住所・氏名・被害状況等を聴取し、当センターのシステムに記録している。なお、これらの情報は、サービス提供後、一定期間を経過したら廃棄している。
根拠法令(条項)等	各自治体の個人情報保護条例	なし	なし
(5)平成24年の外国人登録法廃止及び改正住基法施行によって、上記(1)の行政サービスの対象範囲が変更されるものではないこと及び制度改正後の事務処理の方法等について、現在までに行った地方公共団体への周知の状況	また、研修会・説明会の資料として全国自治体に配付し	取扱いに変更はないことから、改正に関連する周知は 特に行っていないが、同業務の一般的な業務内容につ いては関係機関等に周知している。	取扱いに変更はないことから、改正に関連する周知は 特に行っていないが、上記業務の一般的な業務内容に ついてはリーフレットを配布するなどの周知を行ってい る。

項番	29	30
所管	—————————————————————————————————————	法務省 (人権擁護局調査救済課調査救済第二係)
(1)所管行政サービスのうち、在留資格の有無にかかわら ず提供の対象となっているものの名称		○人権相談 ○人権侵犯事件の調査救済
根拠法令(条項)等	総合法律支援法30条2項	〇人権相談取扱規程(昭和59年法務省訓令第3号) 〇人権侵犯事件調査処理規程(平成16年法務省訓令第 2号)
	が規定する法テラスの本来業務である民事法律扶助制 度や国選弁護制度等でカバーされない人々を対象とし	法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じており、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。
(2)上記(1)の行政サービスを提供するために外国人登録 法廃止前に行っていた情報把握・記録管理の方法	申込者が日本人、外国人であるかを問わず、弁護士を 通じて提出された利用申込書等により情報を把握し、当 センターのシステムに入力している。	特になし
根拠法令(条項)等	なし	
(3)改正住基法施行後においてもなお在留資格を有しない者が上記(1)の行政サービスを受けられることとなるようにするための情報把握・記録管理の在り方について、これまでに検討を行った場合はその結果及び講じている措置の概要		特になし
(4)上記(1)の行政サービスを提供するための現在の情報 把握・記録管理の方法	従前どおり。	特になし
根拠法令(条項)等	なし	
(5)平成24年の外国人登録法廃止及び改正住基法施行によって、上記(1)の行政サービスの対象範囲が変更されるものではないこと及び制度改正後の事務処理の方法等について、現在までに行った地方公共団体への周知の状況	特に行っていないが、上記業務の一般的な業務内容に	特になし